

香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート (牛肉)

2024年3月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向2
① 近年の牛肉の輸入動向 2
② 2023年の動向（速報） 4
③ 香港における牛肉の価格 5
2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）6
① 品目の定義6
② 輸入規制6
③ 食品関連の規制9
④ 輸入手続き18
⑤ 輸入関税等21
3. 現地事業者の評価、要望等22
① 現地事業者等の声22
② 牛肉関係のイベント等24

1. 香港の市場動向

① 近年の牛肉の輸入動向

- 金額別でブラジル、米国、オーストラリアに続く4位に浮上。
- 日本からの輸入額は飲食店・小売双方のニーズを掴んだことで、コロナ禍でも倍増。
- 2022年は冷凍牛肉の在庫過多等により2022年の総輸入額が大きく減少。日本産はやや減少したが、シェアは向上（円安により、円換算では増加）。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
米国	95,290	6,486,571	76,856	5,273,588	66,182	4,457,379	39,190	3,454,242	23,578	2,539,725	437.1	-39.84%	-26.48%	24.39%	39.16%
ブラジル	270,300	7,711,719	191,283	5,303,138	176,574	5,939,015	149,476	4,833,427	46,111	1,591,538	273.9	-69.15%	-67.07%	47.71%	24.54%
オーストラリア	7,963	630,164	6,564	573,674	6,865	663,796	6,298	703,615	4,696	656,168	112.9	-25.44%	-6.74%	4.86%	10.12%
日本	758	270,824	954	314,130	1,178	405,751	1,531	530,918	1,456	516,407	88.9	-4.89%	-2.73%	1.51%	7.96%
カナダ	16,289	895,188	15,940	893,101	11,742	601,601	6,702	497,648	3,541	295,581	50.9	-47.17%	-40.60%	3.66%	4.56%
ニュージーランド	2,642	173,196	2,198	150,836	2,325	161,298	2,785	211,514	2,503	212,492	36.6	-10.10%	0.46%	2.59%	3.28%
韓国	64	26,231	440	23,406	1,027	25,189	53	21,736	46	23,275	4.0	-13.64%	7.08%	0.05%	0.36%
アルゼンチン	3,372	14,959	2,849	16,100	4,401	18,018	2,284	15,254	1,111	21,896	3.8	-51.35%	43.54%	1.15%	0.34%
台湾	0	74	0	84	364	1,106	54	6,877	174	1,403	0.2	221.71%	-79.60%	0.18%	0.02%
イタリア	516	5,129	478	3,919	1,232	2,443	802	1,697	94	2,614	0.4	-88.29%	54.04%	0.10%	0.04%
全体	434,079	17,655,931	339,435	14,200,806	333,203	14,227,716	261,299	12,086,192	96,652	6,485,570	1,009	-63.01%	-46.34%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局

SITC 011 - MEAT OF BOVINE ANIMALS, FRESH, CHILLED OR FROZEN

日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

① 近年の牛肉の輸入動向（続き）

□ 単価の高い冷蔵に占める割合は比較的高いものの、大宗を占める冷凍の割合は低い。

牛肉（生鮮・冷蔵）の輸入推移

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
オーストラリア	4,093	474,472	3,879	463,538	4,155	499,809	3,696	526,214	3,235	504,007	-12.48%	-4.22%	45.76%	38.22%
米国	2,978	446,946	2,803	444,370	2,728	366,139	3,208	498,741	2,173	403,498	-32.27%	-19.10%	30.74%	30.60%
日本	432	183,425	520	214,678	630	238,385	716	291,491	698	259,111	-2.43%	-11.11%	9.88%	19.65%
ニュージーランド	444	49,032	439	45,447	467	47,265	526	57,163	575	72,591	9.31%	26.99%	8.13%	5.50%
カナダ	155	22,943	135	20,410	146	21,019	152	28,846	135	23,188	-10.87%	-19.61%	1.91%	1.76%
全体	9,897	1,271,719	13,984	1,363,969	12,558	1,318,557	8,544	1,455,542	7,069	1,318,795	-17.26%	-9.39%	100.00%	100.00%

牛肉（冷凍）の輸入推移

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ブラジル	268,785	7,711,719	185,525	5,303,138	172,851	5,939,015	149,476	4,833,427	46,111	1,591,538	-69.15%	-67.07%	51.47%	30.80%
米国	92,312	6,039,625	74,053	4,829,218	63,454	4,091,240	35,981	2,955,501	21,405	2,136,227	-40.51%	-27.72%	23.89%	41.35%
インド	508	7,519	1,979	43,254	24,483	491,982	21,489	537,325	581	15,514	-97.30%	-97.11%	0.65%	0.30%
カナダ	16,134	872,245	15,804	872,691	11,597	580,582	6,550	468,802	3,405	272,393	-48.01%	-41.90%	3.80%	5.27%
日本	326	90,482	434	108,592	547	168,446	816	248,370	758	258,820	-7.05%	4.21%	0.85%	5.01%
全体	424,182	16,384,212	325,451	12,836,836	320,645	12,909,159	252,755	10,630,649	89,583	5,166,774	-64.56%	-51.40%	100.00%	100.00%

1. 香港の市場動向

② 2023年の動向（速報）

- 1月～4月の厳しいコロナ規制（飲食店営業は18時まで等）があった2022年と比較すると、2023年前半は中国との人の交流の正常化も含めたコロナ規制の緩和が大幅に進み、飲食店等の状況は改善傾向にあった。
- しかしながら、中国との人の交流正常化で深圳（香港と繋がっている中国南部）に週末等で気軽に行く香港人が増える一方で、中国の景気状況や香港の物価高等もあり香港を訪れる中国人がコロナ前よりも大幅に少ない状況が続き、香港内での消費が全体として弱い状況となっている。
- 2024年は中国の景気回復や、香港を訪れる旅行客がどこまでコロナ前の水準まで戻るかが重要。
- 牛肉については、飲食店・小売店ともに認知度や需要が広がっており、2023年も引き続き増加。

日本から香港への輸出額

	2023年	対前年比
農林水産物・食品全体	2,365億円	+13.4%
うち牛肉	91億円	+10.8%

1. 香港の市場動向

③ 香港における牛肉の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
オーストラリア ホルモン剤無添加 和牛のサーロイン M6	100g	105.00	オーストラリア	現地系	富裕層
アメリカ 最上級 サーロイン	100g	110.00	米国	現地系	富裕層
佐賀牛	100g	222.00	日本	現地系	富裕層
日本和牛の肩ロースステーキ	1個入/パック	380.00	日本	現地系	ローワーミドル
黒毛和牛	110g	110.00	日本	現地系	富裕層
Tasty Farm 冷凍サイコロステーキ	250g	59.90	米国	現地系	ローワーミドル
Select 冷凍スペアリブ	454g	89.00	カナダ	現地系	ローワーミドル

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する牛肉のHSコード

- 0201.10：牛肉（生鮮のものおよび冷蔵したものに限り）－枝肉および半丸枝肉
- 0201.20：牛肉（生鮮のものおよび冷蔵したものに限り）－その他の骨付き肉
- 0201.30：牛肉（生鮮のものおよび冷蔵したものに限り）－骨付きでない肉
- 0202.10：牛肉（冷凍したものに限り）－枝肉および半丸枝肉
- 0202.20：牛肉（冷凍したものに限り）－その他の骨付き肉
- 0202.30：牛肉（冷凍したものに限り）－骨付きでない肉

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

香港へは日本産骨付き、骨なしの牛肉の輸出が可能です。牛海綿状脳症（BSE）の特定危険部位である扁桃、回腸遠位部、月齢30カ月以上の頭部（舌・頬肉・皮を除く）ならびに脊髄および脊柱の除去が必要です。また、香港政府が求める条件を満たす施設として厚生労働省が認定した施設で、と畜・解体から分割までが一貫して行われた日本産の牛肉は香港食物環境衛生署（FEHD）により輸入が認められます。

なお、生肉入り冷凍ギョーザ、生肉入りハンバーグ、半熟ローストビーフなどについては、一般加工食品の扱いになるため、認定施設での処理は必要ありません。

[香港向けの生肉を含む畜産加工品の輸入運用が変更\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/press/2022/07/07_01.html)

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、放射性物質検査の結果、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明する政府機関発行の証明書が必要です。

[香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://www.affrc.go.jp/press/2022/07/07_01.html)

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

生鮮、冷蔵および冷凍の牛肉を輸出する際には、厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された食肉衛生証明書および輸出検疫証明書の取得が必要です。

（認定施設リスト：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

（輸出検疫証明書：[偶蹄類の畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)）

3. 動植物検疫の有無

日本から香港に牛肉を輸出する場合、厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、地域ごとに指定された食肉衛生検査所の発行する食肉衛生証明書および動物検疫所が発行する輸出検疫証明書の取得が必要です。

（認定施設リスト：[アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)）

（輸出検疫証明書：[偶蹄類の畜産物の輸出：動物検疫所 \(maff.go.jp\)](#)）

香港へは日本産骨付き、骨なしの牛肉も輸出が可能ですが、月齢30カ月以上の背骨がついた牛肉、扁桃腺、および回腸の末端は輸入禁止されています。

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

4. その他の関連リンク

関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸入獵獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）（英語）](#) / [（ジェトロ仮訳）](#)

その他参考情報

[農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food \(as at 2021\)）（英語）](#)

[厚生労働省「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」](#)

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制

1. 食品規格

ここで述べられている以外の牛肉に特化した食品規格の設定はありません。
包装済み食品についてはコーデックス委員会（CODEX）の食品規格にあるように食品の成分とその添加物について適切に表示しなければなりません。

2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬の規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。（[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）

食肉内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

また、食用動物（Food Animal）に関しては、「公衆衛生（動物および鳥類）（残留化学物質）に関する規則」（Cap. 139N Public Health（Animals and Birds）（Chemical Residues）Regulation）に従い、同法の（1）Schedule1に含まれる物質を含む動物、（2）Schedule 2に示された基準値を超える物質を含む動物を輸入することはできません。

（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）（[ジェトロ仮訳](#)）
（[Cap. 139N PUBLIC HEALTH \(ANIMALS AND BIRDS\) \(CHEMICAL RESIDUES\) REGULATION \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月より施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulation 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

[s220182223113 \(gld.gov.hk\)](https://www.gld.gov.hk/s220182223113)（[ジェット口仮訳](#)）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせ、および含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。

[Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/metal-guidelines-eng.pdf)（[ジェット口仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

牛肉における「特定金属」の含有上限量は次ページのとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合は基準値が変化するため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

牛肉における特定金属の含有上限量

特定金属	特定食品	含有上限量（mg/kg）
アンチモン	畜産動物の肉	1
ヒ素（総ヒ素として）	畜産動物の肉	0.5
	畜産動物の食用内臓	0.5
カドミウム	牛肉	0.05
	牛の肝臓	0.5
	牛の腎臓	1
クロム	畜産動物の肉	1
鉛	牛肉	0.1
	牛の食用内臓	0.5
水銀（総水銀として）	畜産動物の肉	0.05
	畜産動物の食用内臓	0.05

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）の Schedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

[（Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

2021年7月14日に、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。牛肉に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。

[（s22021252386 \(legco.gov.hk\)](http://legco.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

[（香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

[（香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク	0.1μg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品	0.1μg/kg
アフラトキシン総量（アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計）	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ	15μg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品	15μg/kg
	香辛料	15μg/kg
	その他の食品	10μg/kg
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15μg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

（[香港における食品添加物の規制状況（2014年3月）](#) | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ (jetro.go.jp)

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）において、生鮮、冷蔵および冷凍の牛肉については、Cap.132H第4条により、原則として着色料の使用は認められていません。牛肉加工品で使用可能な着色料はSchedule 1を参照してください。また、天然色素については、同規則には掲載されていませんが一部は使用が認められています。その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

（[Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）
（[即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#)）

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）のScheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

（[Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

食品保存料に関しては「食品保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）のSchedule 1に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

（[Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売業者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。

5. 食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示

日本からの輸出に際しては「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」に従い、都道府県知事から同別添4「不正防止の基準」を満たす検印を受けたうえで、厚生労働省の生活衛生・安全部長の承認を得なければなりません。
([厚生労働省「対香港輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」](#))

香港においては、牛肉（包装済み）のラベル表示は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」（以下、表示規則と表記）により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。（詳細次ページ）

([Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#))

([ジेटロ仮訳](#))

- (1) 食品名
- (2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3) 賞味期限または消費期限
- (4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5) 製造業者または包装業者の名前と住所
- (6) 数量、重量または容量
- (7) 栄養成分

なお、柔らかく加工した肉（Tenderized Meat）については、包装容器または肉そのものに英語の大文字で“TENDERIZED MEAT”および漢字で「加工製嫩肉類」との記載・貼付が必要です。

表示またはラベル貼付規制の免除は、表示規則の付表4「付表3の規定を免除される項目」で確認してください。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。

([加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 —ジेटロの海外ニュース - ジェトロ\(jetro.go.jp\)](#))

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある
例：Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳：2016年10月1日（中国語）

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

- 原産国
- 香港における販売業者や商標所有者の名称
- 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

- 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
- コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

[（Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

[（Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

(7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

[（Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

7. その他

生鮮、冷蔵および冷凍の牛肉を輸出する際には「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK）に従い、厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された衛生証明書の取得が必要です。

[（Cap. 132AK Imported Game, Meat, Poultry and Eggs Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk) [（ジェトロ仮訳）](#)

牛肉加工品については、食品衛生に関する規則はありません。サンプル検査に関しては香港特別行政区食品安全センター（CFS）の食品調査プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

[（Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)）](http://cfs.gov.hk)

また、問題や事故の起きた食品や農水産物について、その流通経路をさかのぼった追跡・確認を可能にするため、食品輸入業や食品卸売業を行うすべての者に対し、食品環境衛生署（FEHD）への登録を義務付けた食物安全条例（Food Safety Ordinance）が、2011年に施行されました。事業者には本条例の順守が求められています。ただし、FEHDに香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

[（Cap. 612 Food Safety Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://elegislation.gov.hk)

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

冷凍または冷蔵の牛肉（食用肉類）を輸入するためには「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）によって、事前に香港食物環境衛生署（FEHD）から輸入ライセンスを取得する必要があります。また、このライセンスは香港食品安全センター（CFS）に登録した輸入業者のみに発行されます。冷凍または冷蔵の食用肉類を輸入したい業者はまずCFSに企業登録する必要があります。

[（Cap. 132AK Imported Game, Meat, Poultry and Eggs Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](https://www.elegislation.gov.hk/cap132ak)
（[ジェットロ仮訳](#)）

また、「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）のRegulation 4（1）（a）において輸入業者は、日本から食肉を輸入する際には、食品環境衛生局長が認めた発行機関の各種証明書（牛肉については厚生労働省が発行した食肉衛生証明書および動物検疫所が発行した輸出検疫証明書）とともに輸入することが義務付けられています。

（[Guide to Import of Game, Meat, Poultry and Eggs into Hong Kong \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/guide-to-import-of-game-meat-poultry-and-eggs-into-hong-kong)）

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入ライセンス（冷凍および冷蔵の食用肉類の場合）、香港食物環境衛生署（FEHD）が認定する日本で発行された食肉衛生証明書、輸出国の管轄権を有する当局（日本の場合は動物検疫所）によって発行された輸出検疫証明書が必要となります。

また、輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースター）または貨物保管通知
- ・衛生証明書、輸出検疫証明書
- ・5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）については、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書など

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

3. 輸入時の検査・検疫

香港では「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

（[Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](#)）

（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](#)）

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸出される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分されます。

ただし、上記5県以外の産地、ならびにこれら5県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については2021年1月1日から一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行しました。

また、香港側での動物検疫はありません。ただし、生体を輸入する場合は、基本的に衛生証明書の提出および文錦渡動物検査所（Man Kam To Animal Inspection Station）での検疫を受ける必要があります。また、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性があります。

2. 牛肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

4.販売許可手続き

「食品事業規則」により、レストランや店舗の営業には食品事業ライセンスの取得が必要です。生鮮、冷蔵および冷凍の牛肉を販売する場合、食物環境衛生署（FEHD）署長に申請し、生鮮食料品店の販売ライセンスを取得する必要があります。また、生食用の肉を販売する場合、制限付食品の販売許可証も取得する必要があります。

（ [Guide on Types of Licences Required \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/types) ）

（ [Guide to Application for Licences \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/application) ）

⑤ 輸入関税等

1.関税

なし

2.その他の税

なし

⑥ その他

なし

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	<ul style="list-style-type: none">○ 香港では和牛が食材として普通に使われ始めており供給が需要に追いつかないことを懸念している。—P 社(非日系 日本料理店)○ 日本国内の輸出に対応出来る食肉処理施設が少ない。—F 社 (非日系 輸入・卸)○ 中間業者を排除し適切な利潤を確保することにより、長期的かつ安定的なビジネスを継続したい。このため、韓国牛を扱うのではなく、品質上位の和牛を日本国内のサプライヤーから直接調達したい。—G 社 (非日系 食肉輸入・卸)○ 香港では家賃や人件費が高いので、料理店として極力調理現場での手間を省きたいというニーズがある。このため、香港側の望む規格に可能な限り調整して出荷してもらいたい。—G 社 (非日系 食肉輸入・卸) <p>【考察】香港側の新たな需要につき引き続きヒアリングを通じて調査するが、輸出先側に旺盛な需要があるのであれば、これに対応する日本の供給体制を如何に増強していくべきかが課題であると考える。</p>
---------	--

※令和3年度輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業（プラットフォーム支援員による現地の体制強化）から抜粋

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声（続き）

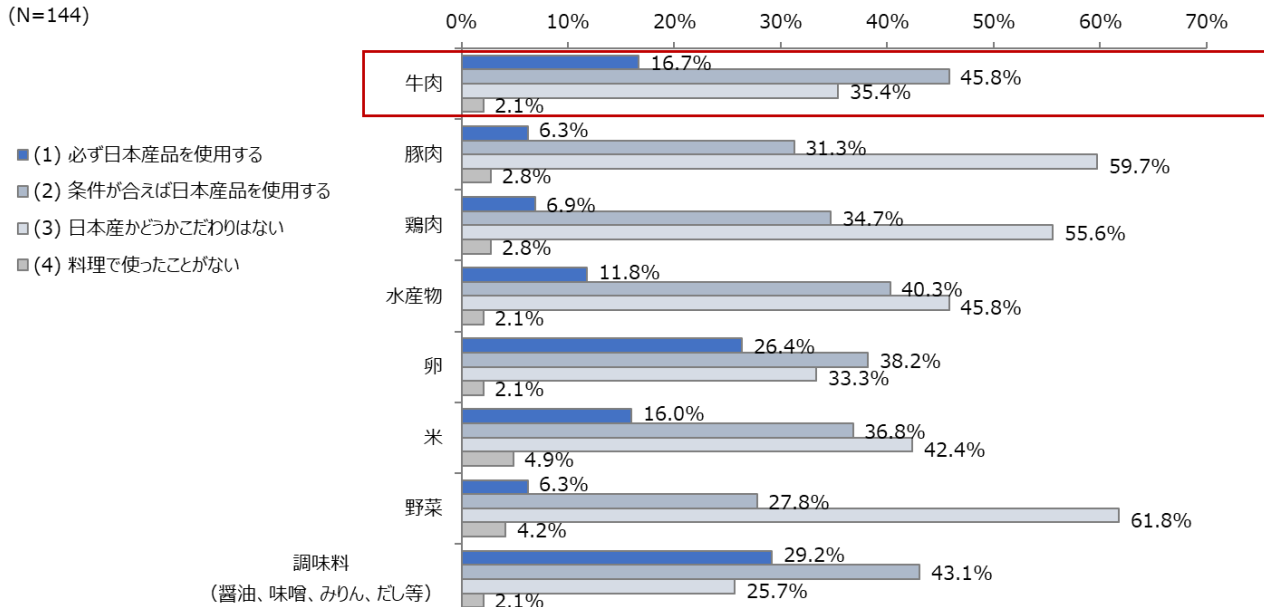
<p>(参考) 香港人消費者の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県和牛（A3表記）が大衆スーパーでも売っており、鹿児島という産地も含めて認知されていると感じる。 ・健康を意識して牛肉を食べないようにしている若い人もいる。 ・日本食を作る際に牛肉を日本産にこだわる人は約6割（下図参照）。 ・FAOSTATによると、香港の一人当たり牛肉消費量は22.53kgで、日本の9.56kgより遥かに多い。（Bovine Meat）
---------------------------	---

「(1)日本産品を必ず使用する」「(2)条件が合えば日本産品を使用する」と答えた割合は、調味料（72%）、卵（65%）、牛肉（63%）の順で高く、最もこだわりのないものは野菜（34%）と豚肉（38%）であった

※ジェトロ香港のヒアリング等

Q. 日本食を作る際に使用する各食材の産地に関して、日本産を使用するこだわりについて当てはまるものを選んでください

(N=144)



※2022年7月消費者アンケート
(ジェトロ香港が外部機関に委託)

3. 現地事業者の評価、要望等

② 牛肉関係のイベント等

- 和牛や水産物の試食会に現地バイヤーが集結、商談も実施

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/2283c3d8e2d62fb4.html>

※ 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム（香港）のカントリーレポート・ビジネス短信から抜粋

- 海外流通実態調査（JFOODO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/pdf/archive/distribution/report_hk.pdf

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。